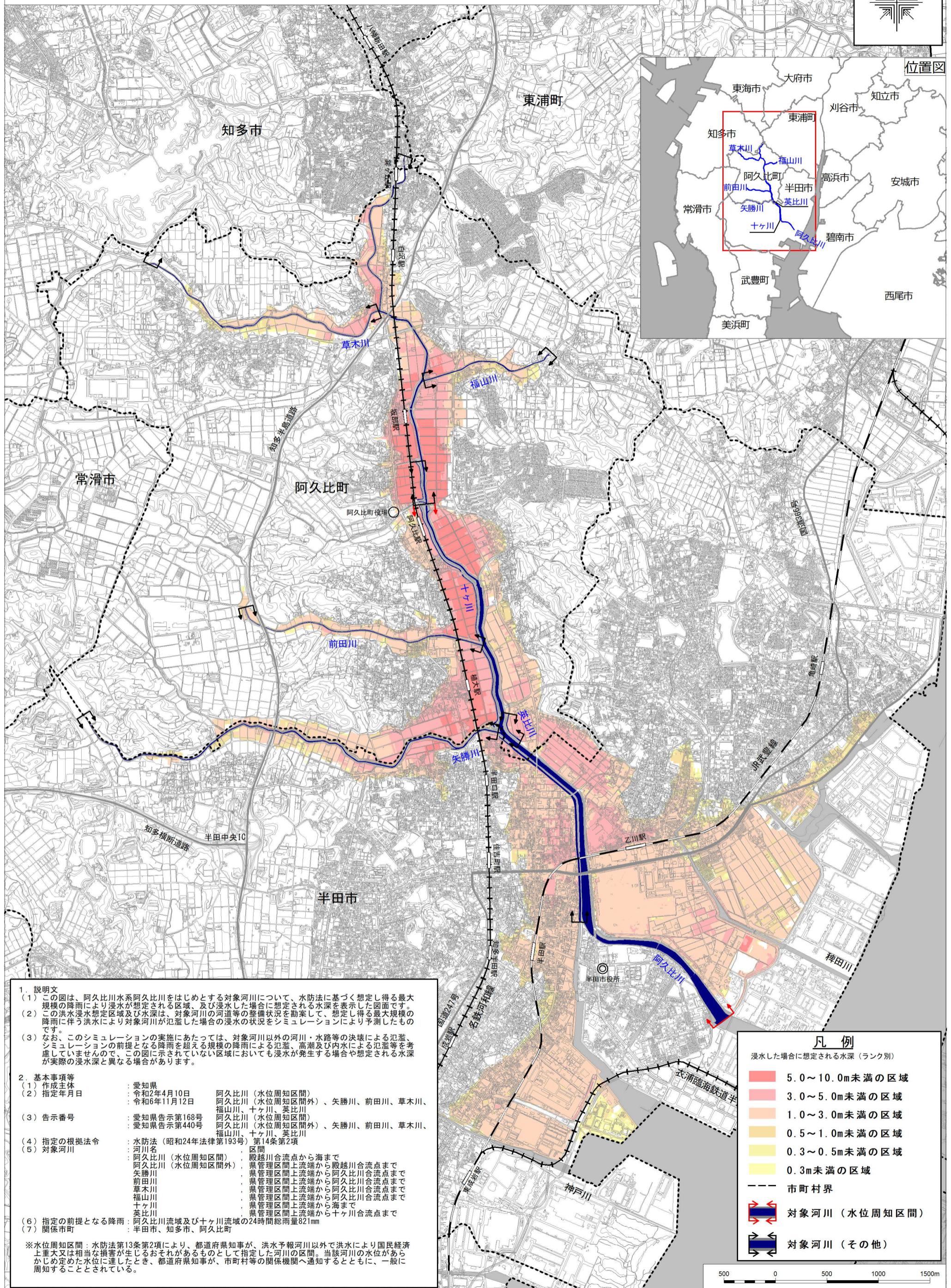


# 阿久比川水系阿久比川流域・十ヶ川水系十ヶ川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号：国地情使、第676号）「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 676」

\*水位周知区間：水防法第13条第2項により、都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川の区間。当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、都道府県知事が、市町村等の関係機関へ通知するとともに、一般に周知することとされています。